

業界団体との意見交換会において金融庁が提起した主な論点

[令和5年3月15日開催 全国地方銀行協会／

令和5年3月16日開催 第二地方銀行協会]

1. バーゼルⅢの実施について

- バーゼルⅢについては、2017年12月に国際的に最終合意されて以降、国内制度の整備や運用に関して、業界から様々な意見を頂きながら準備を進めてきた。
- 国内実施時期については、国際統一基準金融機関及び内部モデルを採用する国内基準金融機関は2024年3月末から、その他の国内基準金融機関は2025年3月末からとされているが、早期適用を希望する金融機関は、2023年3月末から新規制が適用される。
- 早期適用先については、現在、その旨の届出を受け付けているところであり、正確な数は申し上げられないが、40先程度が対象となる見込み。なお、早期適用先については、3月末に金融庁ウェブサイトに掲載する予定。
- 今後は、2024年3月期及び2025年3月期に新規制が適用される金融機関を中心に、準備を進めていただくことになる。引き続き、よろしくお願いしたい。

2. マネロン対策等にかかる実態調査(銀行法24条報告)発出について

- マネロン対策等については、銀行法24条1項等に基づく報告徴求命令を発出し、毎年、各金融機関の取引実態やマネロン対策等に係るデータの提出をお願いしている。2023年も、3月末時点の報告に向けて、近々報告様式を送付する予定であるので、5月末までの提出をお願いしたい。
- なお、2022年までに報告徴求により提出いただいた自己評価とマネロン検査の結果を比較してみると、金融機関が報告徴求で態勢整備ができていると申告した項目でも、実際に検査では態勢整備が不十分と判断される項目がかなりの数に上っており、金融機関の自己評価と実際の態勢整備状況

に差が出ている状況にある。

- マネロン態勢整備期限まで残り1年を残すところとなり、自行の態勢状況を適切に把握することが重要である。
各経営陣においては、マネジメントの観点から、
 - ・ マネロン対策の担当部門が作成した報告が、自行の検査指摘事項や金融庁が勉強会等で示した着眼点を踏まえて、客観的かつ適切に自行の態勢を評価できているか、過大な評価となっていないかを、今一度担当部門に確認いただきたい。
 - ・ また、担当部門への適切な人材の配置ができているか、改善策の実施に当たって行内の調整に支障が生じていないかといった点についても、確認・改善を行っていただき、2024年3月末の期限までにマネロン管理態勢の整備を完了していただくよう、改めてお願い申し上げます。

3. 賃金のデジタル払いについて

- 2023年4月1日より、資金移動業者の口座への賃金支払（賃金のデジタル払い）に係る改正労働基準法施行規則が施行され、当該行為を行おうとする資金移動業者が厚生労働大臣の指定を受けるための申請手続きが、開始される。
- 労働基準法施行規則に基づき指定を受ける資金移動業者に対しては、賃金の確実な支払い等の観点から、厚生労働省において適切に指定審査や指定後のモニタリングが行われるものと認識している。金融庁としては、資金決済法に基づき、利用者保護等の観点から、引き続き、資金移動業者のモニタリングを実施することとしている。
- 金融庁としては、利用者にとって選択肢が増え、結果として、金融業界において、より良いサービスが提供されていくことを期待している。

4. FIN/SUM2023 の開催について

- 金融庁と日本経済新聞社の共催により、フィンテックに関する国際シン

ポジウム「FIN/SUM 2023」を2023年3月28日～31日に丸ビルホールで開催する。

- 2023年のFIN/SUMは、
 - ・ Web3.0・デジタル資産やメタバース、金融DX、ESG等をテーマに、
 - ・ 国会議員、国内外の金融機関・フィンテック事業者の幹部、クラウド事業者・ITベンダー、IT系のスタートアップ、アカデミアなど、多様なステークホルダーに登壇いただき、
 - ・ フィンテックの健全な発展に向けた国際的かつ多面的な議論を行う予定である。

(参考) 金融庁主催のシンポジウム(29日)のプログラム (詳細は参考資料に記載)

- ・ 開会挨拶 (鈴木大臣)
- ・ パネル①: 産官学連携が紡ぐ Web3.0 の未来
- ・ パネル②: 金融規制とイノベーション～クリプトの冬を超えて～
- ・ パネル③: 日本の Web3.0 戦略
- ・ パネル④: 日本市場の可能性
- ・ パネル⑤: デジタル金融最前線～技術が拓く決済の未来～
- ・ パネル⑥: トークナイゼーションがもたらす証券市場のフロンティア
- ・ パネル⑦: 現実を超えた未来へ～メタバース内の新たな社会構築～
- ・ 閉会挨拶 (藤丸副大臣)

- 2023年は、特に、国外事業者等の招聘を従前以上に強化している。また、2022年や2021年に比べて、サイドイベントやレセプションの機会を豊富に用意するなど、対面のコミュニケーションの活性化に力を入れている。
- 無料の対面参加チケットも手配可能であり、こうした場面もネットワーキングの場として活用すべく、ぜひ会場に足を運んでいただきたい。

5. 米国におけるシリコンバレーバンク及びシグネチャーバンクの経営破綻について

- シリコンバレーバンク及びシグネチャーバンクが経営破綻したことを受

け、米国当局において両行の預金の全額保護や資金供給プログラムの創設など、金融システムの安定のための措置が取られている。

- 我が国の銀行については、両行に対する直接のエクスポージャーは限定的であるほか、ドル調達についても相応に準備されている。本事案の内外経済や市場に与える影響については、予断を持たず注視いただくとともに、機動的に対応できるリスク管理体制を整えることが重要な局面と考えている。
- 金融庁としても、2022 年来の米国の金利上昇を踏まえ、これまでも市場リスク、流動性リスクのモニタリング等を行ってきたほか、海外当局や日本銀行とも意見交換を実施している。引き続き、各金融機関とも様々なチャネルで情報交換させていただきたい。

6. 2月 G20 の成果物について

- 2023 年 2 月 24 日から 25 日にかけて、インド議長下で初めての G20 財務大臣・中央銀行総裁会議が開催された。会合後に発出された「議長総括及び成果文書」における主なポイントを紹介したい。
 - ・ サステナブルファイナンスに関して、2022 年の G20 で策定された「トランジション・ファイナンスのための枠組み」も踏まえ、今回の議長総括では、トランジション・ファイナンス等の実施に向けた更なる取組みが要請された。また、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）に対し、気候関連財務情報開示基準の早期の最終化や、気候以外の作業に関する期待が示された。
 - ・ 暗号資産やステーブルコインの規制・監督に関して、FSB は 2022 年 10 月にハイレベルな勧告案を公表。こうした FSB の作業が歓迎されるとともに、2023 年 7 月までの勧告最終化が期待された。また、トラベルルールを含め、暗号資産に関する FATF 基準の適時の実施が再度コミットされた。
 - ・ 金融システムの脆弱性について、商品市場やノンバンク金融仲介（NBFIs）に関する FSB 等の作業が歓迎されるとともに、オープンエンド型ファンドや「隠れたレバレッジ」に関する勧告の策定が期待された。

- 今後は、2023年4月にワシントンDCで財務大臣・中央銀行総裁会議が、9月にはインドで首脳会議がそれぞれ開催される予定。

7. G7 日本議長下の財務トラックにおけるプライオリティについて

- 日本は2023年G7議長国を務めており、2023年5月11-13日に新潟で財務大臣・中央銀行総裁会合が、19-21日に広島で首脳会合が開催される予定。
- 2023年のG7財務トラックでは、①ウクライナ支援、対ロシア金融制裁、途上国の債務問題、エネルギー・食料不安といった喫緊の課題への対応、②気候変動・国際保健・金融デジタル化といった世界経済の強靱化に向けた取り組み、③多様な価値を踏まえた経済政策の在り方の、3点を中心に議論を進めていく予定。
- このうち金融分野では、暗号資産やサステナブルファイナンスがプライオリティとなっており、トランジション・ファイナンスに向けた環境整備の重要性や、そのための対処が必要な課題について議論する予定。
- 今後も各金融機関の意見もよく伺いつつ、G7を含めた国際的な議論に貢献していきたい。

8. 事業者に対する金融の円滑化等について

- 2023年3月7日に「中小企業の金融の円滑化等に関する意見交換会」を開催し、金融担当大臣等より、官民の金融関係団体等に対し、年度末の資金繰りを始めとした中小企業金融の円滑化等についてお願いするとともに、同日、要請文も発出したところ。
- 各金融機関におかれては、引き続き、厳しい経営環境にある事業者の資金繰り支援に万全を期すとともに、増大した債務の返済負担に苦しむ事業者に対する収益力改善・事業再生・再チャレンジ支援に、能動的に取り組んでいただきたい。
- また、融資の際に個人保証を求める手続を厳格化するなどの措置を盛り込んだ監督指針の改正が、2023年4月月より適用開始となるため、しっか

りと態勢整備をお願いしたい。

9. 新しい借換保証制度について

- 2023年1月より開始した新たな借換保証制度について、
 - ・保証限度額は民間ゼロゼロ融資の上限額6千万円を上回る1億円であるにも関わらず、ゼロゼロ融資以外の融資の借換えが認められなかった
 - ・金融機関から2%近い金利を提示されたといった声が聞かれている。
- 本制度は、民間ゼロゼロ融資からの借換えに加え、既往の信用保証協会付き融資からの借換えや、新たな資金需要にも対応するものであり、改めて、こうした制度趣旨を認識の上、積極的な活用をお願いしたい。また、事業者の置かれた厳しい状況に配慮し、各自治体における制度融資を活用し、事業者の金利負担等の軽減に努めていただきたい。

10. 地域金融機関の人材仲介機能の高度化について

- 地域金融機関の人材仲介機能の高度化に向けた取組みの一環として、2023年2月11日に、都市部の大企業人材向けのイベントを開催。イベントの開催内容については、共催である読売新聞社とアルファドライブ社がそれぞれ採録記事として取りまとめ、発信している。
- REVICareerについては、ほとんどの地域銀行に登録いただき、2023年度のマッチング実績も二桁に上るなど、活用が進んでいるところ、地域銀行においては引き続き、地域の経営ニーズに応えるなど、事業者支援に取り組んでいただきたい。

11. 外国人起業活動促進事業等を活用する外国人起業家への金融サービス提供について

- 政府においては、「新しい資本主義」の実現に向け、スタートアップを、

社会的課題を成長のエンジンに転換して持続可能な経済社会を実現するものと位置付け、様々な取組みを進めている。

- 2022 年年 12 月の「規制改革推進に関する中間答申」等においては、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業及び外国人起業活動促進事業等を活用する外国人起業家から、入国後 6 月経過以前に口座開設の取引の申し出があった場合、起業準備活動計画確認証明書等を確認の上で、居住者口座又は居住者と同等の口座の開設が可能となるよう、金融庁が 2022 年度中に所要の措置を講ずることとされた。
- 上記を踏まえ、2023 年 2 月、関係省庁と調整の上、上記内容について、金融庁から各金融機関向けに要請を行った。各行においては、行内での周知等を行い、丁寧な顧客対応に万全を期していただきたい。

(参考)規制改革推進に関する中間答申(2022 年 12 月 22 日)より抜粋

第一部:当面の規制改革の実施事項

II 各個別分野における実施事項

1. スタートアップ・イノベーション

ア 海外起業人材の活躍に資する制度見直し

f 金融庁は、財務省と連携しながら、海外活力の取り込みを通じたスタートアップの育成に向け、国家戦略特別区域外国人創業活動促進事業及び外国人起業活動促進事業等を活用する外国人起業家が、本邦に入国後6月以上経過又は本邦内での事務所勤務の双方を満たしていない状態で、預金口座の開設を国内金融機関に対して申し出た際、当該在留資格の認定のため事業実施主体が発行した起業準備活動計画確認証明書の提示等の要件を満たす場合には、当該外国人に対して居住者口座又は居住者と同等の口座の開設が可能となるよう、令和4年度中に所要の措置を講ずる。

12. LIBOR からの移行対応について

- 各金融機関に協力いただいた 2022 年 12 月末基準での「第 4 回 LIBOR 利用状況調査」について、後日金融庁ウェブサイトの結果を公表する予定。
- ご承知のとおり、ドル以外の LIBOR は 2021 年 12 月末に公表停止した。円とポンドの一部テナー（期間）について、市場データを用いて算出する擬

似的な LIBOR、いわゆる「シンセティック LIBOR」が、2022 年 1 月以降、時間的に公表されていたが、このうち、シンセティック「円」LIBOR は 2022 年 12 月末に公表停止した。

残るシンセティック「ポンド」LIBOR についても、1 か月物と 6 か月物は 2023 年 3 月末に公表が停止される。これまでのモニタリングを通じて、シンセティック LIBOR の移行対応は概ね順調に進捗していると評価しているが、シンセティック LIBOR 参照契約が残存している金融機関においては、移行対応の完了に向けて残された対応に遺漏なきよう、よろしく願いたい。

- また、6 月末に公表停止が予定されているドル LIBOR についても、現時点においては、移行対応に特段大きな問題は見受けられないが、時間軸を意識したドル LIBOR からの移行対応を引き続きしっかりと進めていただきたい。
- 金融庁としても、引き続き日本銀行とも連携して各金融機関の移行対応をモニタリングするとともに、その状況に応じた対応の徹底を求めていく。

13. PPP/PFI の推進について

- 政府としては、内閣府が主導し、公共の施設とサービスに民間の資金と創意工夫を活用する PPP/PFI について、2022 年度から 10 年間の事業規模目標を 30 兆円と設定するとともに、裾野を拡大すべく小規模自治体での活用拡大を目指している。
- PPP/PFI は、地域のにぎわい創出により地方創生に資するとともに、地域企業の事業機会の拡大にも資するものであるが、PPP/PFI への参画経験やノウハウのない地域企業も多い。このため、地域でのネットワークを生かしたコンソーシアムの組成など、地域銀行による支援が求められている。
- 近年では、
 - ・ 案件の掘り起こしやノウハウの共有を行い、PPP/PFI の機運を盛り上げることを目的とした各地の「地域プラットフォーム」について、内閣府や国土交通省が形成・運用を支援している。地域銀行が中心的な役割を果

たしているところもあり、引き続き積極的に取り組んでいただきたい。

- ・ 加えて、昨年末に PFI 法が改正されたことにより、PFI 推進機構から金融機関への助言や専門家派遣によるノウハウ移転が可能になったので、地域銀行におかれては、積極的な活用を検討いただきたい。

14. 従業員に対するファイナンシャル・ウェルネスについて

- 2023 年 2 月に、全銀協から会員銀行に向けて、ファイナンシャル・ウェルネスの開示に関する周知がなされていると承知。
- ファイナンシャル・ウェルネスに関しては、非財務情報可視化研究会発表の「人的資本可視化指針」の中で、企業が従業員の幸福を目指す上で経済的な安定を支援する取組みとして、従業員エンゲージメントに関連する開示事項とされている。
- 「資産所得倍増プラン」の中で、「人的資本可視化指針」も活用し、雇用の資産形成を支援する取組を積極的に情報開示するように企業に促していくこととされている。
- 今般の全銀協の周知は、こうした政府の方針を踏まえたもの。他方で、金融庁として、2023 年 3 月期から「ファイナンシャル・ウェルネス」の項目を必ず開示して下さいと強制するものではない。
- 開示を積極的に検討されるにあたっては、「人的資本可視化指針」にも記載されている通り、各金融機関の経営戦略やビジネスモデルのあり方と結びついて、開示が行われることが重要。人的資本戦略は将来の競争力を左右する重要な戦略であり、その中には、「ファイナンシャル・ウェルネス」の推進も含まれる。
- 各金融機関においては、機械的・画一的な開示を行うのではなく、まずは、「ファイナンシャル・ウェルネス」の推進に関する現状把握や今後の方針を検討していただき、その結果を開示していただきたい。

(以 上)